

# 寄附金等取扱規程

## (目 的)

第1条 この規程は、定款第9条の規定に基づき公益財団法人メイク・ア・ウィッシュ オブ ジャパンが受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (寄附金の種類及び募集)

第2条 この法人が受領する寄附金の種類は次のとおりとする。

- ① 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
  - ② 特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みに当たり、あらかじめ用途を特定した寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
  - 3 この法人は常時、寄附金を募ることができる。

## (一般寄附金の用途)

第3条 一般寄附金は、その50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用し、残額を管理費に使用することができるものとする。

- 2 前項については、寄附者にこの規程を示し、了解を得るものとする。
- 3 特定寄附金は、全額を寄附者の特定した用途にしようするものとする。

## (受領書等の送付)

第4条 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書等を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

## (受領の制限)

第5条 寄附金が次の各号に該当する場合、若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- ① 国、地方公共団体、公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- ② 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合③ 寄附金の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担が生ずる場合
- ④ 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上（若しくは事業の大幅な変更又は管理等の相当のリスク等により）支障があると認められるもの及びこの法人が受け入

れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第6条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第7条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成28年9月29日から施行する。
- 3 平成29年9月16日 公益法人化に伴い改定